

二子玉川東地区再開発公金支出差止訴訟判決に対する声明

2010. 5. 2

5

二子玉川東地区再開発公金支出差止請求訴訟原告団・弁

護団

1 本日、東京地方裁判所民事3部で平成19年（行ウ）第160号公金支出差止請求事件（原告飯岡三和子他 被告世田谷区・同熊本哲之）について判決が言い渡されました。

裁判所は、原告の主張を認めることなく、本件再開発事業に関する公金の支出差し止めの請求を一部却下・一部棄却しました。原告はこの不当な判決に抗議し直ちに控訴し、最後まで闘います。

2 経過

二子玉川東地区にあった広大な遊園地跡地は風致地区の周辺環境に適応し、「都市計画公園」として指定されていました。ところが、平成元年6月に都市計画公園予定地を駅から数百メートルも離れた場所に移動する都市計画決定がなされ、平成12年には駅前も含めた11.2haに及ぶこの地域に再開発に関する都市計画決定がなされ、平成17年3月に第1期事業（第I第III街区）の事業認可決定が出ました。建物の建ぺい率、容積率、高さを制限し、豊かな自然環境や、低層の景観を守ろうとするのが風致地区です。しかし、再開発によって全く対極の町の形、超高層（地上151m）、高容積の建物を乱立させることを可能にしました。しかも、その敷地の85%以上が東急グループの所有地なのです。この計画は、周辺住民の守り続けてきた住環境を破壊し、道路、公園等の周辺整備も含めて700億円の公金を投入する事業です。これに対し、周辺住民は平成17年10月 再開発組合に対する事業差止め請求を提訴し、さらに、平成19年3月 世田谷区長に対する公金支出差し止めを求める本件住民訴訟を提訴しました。

3 判決の不当性。

本案の判決は、世田谷区長の主張を全面的に採用し、事業が真に都市計画法や都市再開発法が目的とする公共的なまちづくりといえるかどうかという点についての判断を放棄し、あくまでも行政行為の形式的な手続きをもって有効とし、行政行為の公定力や法的安定性を過度に重んじています。住民訴訟は、国民主権の憲法のもと、直接民主主義を実現できる極めて重要な法的手続きであり、このような形式的判断に終始することは3権分立のもと、司法制度がはたすべき重要な責務を放棄するものです。

4 裁判継続中に、工事は強行され、既に地域の住環境は破壊されつつあります。世田谷区長は、第2期工事（第II-a街区）についても137mの超高層ビル建築する計画で事業認可申請を容認し、これに対して、住民191名が反対意見の意見書を提出しています。世田谷区民の納税した貴重な公金により、さらに環境破壊を推し進めることを追認することはできません。

私たちは行政の誤りと同時に司法の誤りも正し、かけがえのない自然環境と、国民主権による公正な行政の実現のために、最後まで闘い抜きます。

以 上